

令和5年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度調査票

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
福島市	都市政策部 住宅政策課 空き家対策係 (024-573-2751)	福島市空き家リフォーム再生支援事業	https://fukushima-akiyabank.jp/support/	空き家	改修	補助金	市空き家バンクの物件の購入者が行うリフォーム費用を補助 《補助額》 2分の1以内かつ最大150万円	【対象者】 ・移住者 2年以内に市外から転入した方 ・新婚世帯 市内に居住し、婚姻の届出から5年以内の39歳以下男女世帯 ・子育て世帯 市内に居住し、18歳未満の未就労の子どもがいる世帯 【対象住宅】 ・福島市空き家バンクに掲載されている物件 【対象工事等】 ・空き家の修繕、間取りの変更、断熱改修、バリアフリー改修 など
二本松市	総務部 秘書政策課 総合政策係 (0243-24-7120)	二本松市空き家改修助成金	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001080.html	空き家	改修	補助金	改修に要する費用が20万円以上の工事(台所、浴室、便所、内装、屋根等)に要する費用の2分の1の額(最大50万円)を助成します。	主な要件①申請日に20歳以上であること。②空家の売買契約締結した日から起算して1年以内に申請すること。③売買契約日から起算して3年前までに本人、同一世帯員等が二本松市に定住した者又は予定の者で、定住した日から起算して2年前までに、本市の区域内に住所を有していないこと。④空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。⑤改修を行う空き家に、助成金の支給を受けた日から5年以上定住する意思のあること。
伊達市	未来政策部 協働まちづくり課 移住定住推進係 (024-575-1177)	伊達市空き家改修等支援事業	https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/29946.html	空き家	改修	補助金	空き家バンク物件の改修経費で補助対象経費の総額が20万円以上のもの。補助額は補助対象経費の1/2以内で50万円を上限とする。	空き家バンク物件利用者で、次の要件全てを満たす者 ①伊達市に5年以上定住する見込みがある。 ②自ら居住するために購入するものである。 ③3親等内の親族間での空き家バンク物件の売買ではない。 ④市区町村税等※を滞納していない。※地方税法第5条に規定する市町村税、保険料、負担金等、市が個人から徴収すべきもの。⑤暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない。
大玉村	産業建設部 建設課 管理係 (0243-24-8112)	大玉村空き家改修等支援事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/akiya_hojyo/	空き家	改修 家財処分	補助金	空き家の利活用を促進し、移住の推進及び地域の活性化を図るため、移住者等が定住を目的として行う空き家の改修等に要する経費の一部を助成する。 【改修の補助金額】※税込20万円以上の工事を対象とする ①移住者：補助対象経費の2分の1(限度額100万円) ②地域おこし協力隊：補助対象経費の10分の10(限度額200万円) 【家財処分等の補助金額】 ①移住者：補助対象経費の2分の1(限度額10万円) ②地域おこし協力隊：補助対象経費の10分の10(限度額20万円)	①村外からの移住者で、空き家に5年以上定住すること ②移住者と賃貸借契約を締結した空き家の所有者 ③市区町村税等の滞納がない方 ④暴力団関係者でない方 ⑤売買契約又は賃貸契約が締結された物件 ⑥年度内に改修及び実績報告が完了すること ⑦居住部分に係る一般的な改修工事であること ⑧居住部分のクリーニングおよび家財処分であること
郡山市	建設部 住宅政策課 住宅企画係 (024-924-2631)	郡山市老朽空家除却費補助金	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5360.html	空き家	除却	補助金	老朽空家の除却に要する費用の一部を補助する。 (工事費の1/2、上限50万円)	【対象者】 次のいずれかに該当し、本市の市税の滞納がなく、郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない個人 ①対象の空家の登記事項証明書に所有者として登録されている者(未登記の場合は、固定資産の登録証明書) ②①に規定する者の相続人

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
郡山市	建設部 住宅政策課 住宅企画係 (024-924-2631)	郡山市空家地域活用支援事業補助金	https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5359.html	空き家	改修	補助金	空家を地域活用の用途（10年以上）のために改修する場合、費用の一部を補助する。 (工事費の2/3、上限100万円)	【対象者】 次のいずれかに該当し、本市の市税の滞納がなく、郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に該当しない者 ①対象の空家の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産の登録証明書） ②①に規定する者の相続人 ③対象の空家を賃借し、①又は②に規定する者から同意を得て当該空家を地域活用用途に利用しようとする者
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	不良空家等解体補助金		空き家	除却	補助金	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空き家を自ら解体・撤去する場合に、工事費の一部を補助。 (補助金の額) 工事費の1/2（50万円限度）	(対象者) 次のすべての要件を満たす方 ・当該空家の所有者又はその相続人 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象となる建物) 次の要件をすべて満たすもの ・須賀川市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された、1年以上使用されていない不良空家等（不良空家等の判定は、立入調査後、市の関係部署で構成する判定委員会を経て決定） ・専用住宅又は併用住宅のうち住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの（附属屋、工作物等を含む） ・個人が所有するもの ・当補助金の交付を受けたことがないもの ・須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの。
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	空家リフォーム補助金	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/hikkoshi_sumai/1002444/1009061.html	空き家	改修	補助金	須賀川市空家バンクに登録された物件の改修費用の一部を補助。 (対象経費) ・内外装、水回り（台所、トイレ、浴室、洗面所等）の改修費用（補助額） ・改修に要する費用の1/2（上限50万円） ※登録物件の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は上限100万円	(対象者) ・須賀川市空家バンクに登録された物件の購入者又は借主で、補助金の交付決定後3年以上、須賀川市に住居登録し当該物件を居住の用に供する方 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象改修工事) ・市内に事業所を有する業者又は対象者自らが行う工事 ・他の補助金と重複しない部分の工事 ・過去に当該補助金の交付を受けていない工事
須賀川市	建設部 建築住宅課 指導企画係 (0248-88-9151)	空家バンク登録促進補助金	https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kurashi/hikkoshi_sumai/1002444/1009062.html	空き家	家財処分 清掃	補助金	須賀川市空家バンクに登録するために必要となる手続きに要する経費を一部を補助。 (対象経費) ・登記等の手続費用 ・不要な家財等の処分費用 ・クリーニング費用 ・敷地内の除草・庭木の剪定費用 (補助額) ・上記費用の1/2（上限20万円） ※補助対象空家等の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は上限40万円	(対象者) ・須賀川市空家バンクに登録を希望する空家の所有者 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象となる空家) ・市内に存し、かつ、建築年数が20年以上経過している空家等 ・須賀川市空家バンクに2年間登録できる空家等 ・過去に当該補助金の交付を受けていない空家等

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	総務部 企画調整課 地域振興係 (0247-61-7615)	田村市空き家改修支援事業補助金	https://www.city.tamura.lg.jp/so-shiki/1/souseikurashi.html	空き家	改修	補助金	<p>移住者が自ら居住するために行う空き家（田村市空き家・空き家情報バンクに登録されている空き家）の改修に補助金を交付する。</p> <p>空き家の改修に要する経費の30万円を超える経費2分の1以内の額とし、1件あたり100万円を上限とする。</p>	<p>(1) 対象者に関する要件</p> <p>ア 補助事業者等が自ら居住するため、平成28年4月1日以降に購入又は賃借した空き家であること。ただし、県外移住者については、令和5年3月31日までに購入又は賃借した空き家に限る。</p> <p>イ 空き家の前所有者（賃借の場合は空き家の所有者）が、補助事業者等の3親等内の親族でないこと。</p> <p>ウ 空き家の改修は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度に完了すること。</p> <p>エ 補助事業者等は、補助金の実績報告を行う日までに、対象住宅に住民票を異動すること。</p> <p>オ 空き家を賃借する場合は、改修の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。</p> <p>カ 改修を行った住宅を、この補助金を交付した日から5年以上継続して居住すること。</p> <p>キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。</p> <p>ク 世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。</p> <p>ケ 世帯の全員に市町村税等の滞納がないこと。</p> <p>コ 世帯の全員が過去に、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。</p> <p>(2) 対象工事に関する要件</p> <p>ア 第7条の交付決定を受けた後に対象工事等の契約・着工・着手をするものであり、かつ、原則として、交付申請年度の2月15日までにしゅん工・完了するものであること。</p> <p>イ 住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。</p>
田村市	総務部 企画調整課 地域振興係 (0247-61-7615)	田村市空き家改修支援事業補助金（県外移住者）	https://www.city.tamura.lg.jp/so-shiki/1/souseikurashi.html	空き家	改修	補助金	<p>移住者が自ら居住するために行う空き家（田村市空き家・空き家情報バンクに登録されている空き家）の改修に補助金を交付する。</p> <p>空き家の改修に要する経費の30万円を超える経費2分の1以内の額とし、1件あたり250万円を上限とする。</p>	<p>(1) 対象者に関する要件</p> <p>ア 平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた者（住民票があった者）以外の者とする。</p> <p>イ 補助事業者等が自ら居住するため、令和5年4月1日以降に購入又は賃借した空き家であること。</p> <p>ウ 空き家の前所有者（賃借の場合は空き家の所有者）が、補助事業者等の3親等内の親族でないこと。</p> <p>エ 空き家の改修は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度に完了すること。</p> <p>オ 補助事業者等は、補助金の実績報告を行う日までに、対象住宅に住民票を異動すること。</p> <p>カ 空き家を賃借する場合は、改修の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。</p> <p>キ 改修を行った住宅に、この補助金を交付した日から5年以上継続して居住すること。</p> <p>ク 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。</p> <p>ケ 世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。</p> <p>コ 世帯の全員に市町村税等の滞納がないこと。</p> <p>サ 世帯の全員が過去に、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。</p> <p>(2) 対象工事に関する要件</p> <p>ア 第7条の交付決定を受けた後に対象工事等の契約・着工・着手をするものであり、かつ、原則として、交付申請年度の2月15日までにしゅん工・完了するものであること。</p>
鏡石町	企画財政課 (0248-62-2117)	空き家対策事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	空き家	改修 家財処分	補助金	<p>空き家の有効活用及び移住定住につなげるため空き家に定住する方が行う改修工事及び空き家に残された家財道具当の処分費用を一部助成する。</p> <p>【空き家改修費】 ①家屋につき最大40万円（基本額20万円・加算額20万円）※補助対象経費の2分の1</p> <p>【家財道具処分費】 ①家屋につき最大5万円※補助対象経費の2分の1</p>	<p>①空き家定住者（5年以上居住すること）</p> <p>②町内会に加入し、地域活性化の推進に協力する方</p> <p>③町税等に滞納がない方</p> <p>④鏡石町空き家バンク登録物件であること</p> <p>⑤売買契約又は賃貸契約が締結された物件</p> <p>⑥年度内に改修及び実績報告が完了すること</p> <p>⑦居住部分に係る改修工事であること</p> <p>⑧居住部分の家財道具の処分であること</p>

※詳細については、各担当課の窓口へ直接お問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
天栄村	建設課 管理係 (0248-82-2110)	天栄村空き家改修事業等補助金	http://www.vill.tenei.fukushima.jp/site/iju/iju-akiyabank2019.html	空き家	改修 家財処分	補助金	改修工事：費用の2分の1以内、または150万円のうちいずれか少ない額。村外業者施工の場合は5分の3以内。 家財処分：費用の2分の1以内、または15万円のうちいずれか少ない額。	(1) 空き家バンク登録者又は利用登録者であること (2) 3親等以内の親族間での売買もしくは賃貸または無償での使用ではないこと (3) 交付要綱および空き家バンク実施要綱に規定する事項を遵守すること (4) 各種税金等滞納のないこと (5) 地域活性化の推進に協力する意思を有していること
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金	https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/admin/city/01/14.html	空き家	-	補助金	住宅確保要配慮者（高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、新婚世帯、移住者世帯）専用住宅として登録した賃貸住宅の所有者が、バリアフリー化や間取りの変更、ヒートショック対策等の改修工事費用の一部を補助する。 ◇補助額：対象工事費の2/3（上限100万円）	◇対象者：賃貸住宅の所有者 ◇対象物件：住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として県の登録を受けた物件
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町老朽危険空き家等除却事業		空き家	除却	補助金	老朽化が著しく利活用の見込みのない空き家を解体、除却する場合について、その費用の一部を補助する。 ◇補助額…解体、除却に要する経費の1/2 補助上限額は次のとおり。 ・不良度評点数50点以上100点未満…30万円 ・不良度評点数100点以上…50万円	◇補助対象物件 ・原則として所有権以外の権利が設定されていない建築物 ・国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していない建築物 ・公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていない建築物 ・複数人の共有である場合に、除却について当該共有者全員の同意を得ている建築物 ◇補助対象者：所有者又は所有者の相続人関係者で、次のいずれにも該当しない者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員 ・石川町の町税等の滞納者 ・法人 ・補助を受ける目的で対象物件を故意に破損させた者 ◇その他の要件 ・敷地内のすべての建築物を除却すること
石川町	都市建設課 都市整備係 (0247-26-9131)	石川町空き家家財整理事業		空き家	家財処分	補助金	空き家の利活用を目的に、空家内の家財道具の整理処分を行う者に対して、当該処分費の一部を補助する。 ◇補助額…対象経費の1/2（上限額15万円）	◇対象経費 ・一般廃棄物収集運搬業者に依頼する際の収集運搬料金及び処分費用 ・特定家電のリサイクル料金 ◇対象者：次のすべての該当する者 ・当該空き家の利活用（売買又は賃貸借）を行うことができる者で、事業実施後、石川町空き家バンクへの登録確約する者 ・石川町の町税等を滞納していない者 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者 ・この要綱による補助金を受けたことがない者 ◇その他：敷地内のすべての家財道具類を処分すること
玉川村	地域整備課 (0247-57-4626)	玉川村特定空家等解体事業		空き家	除却	補助金	特定空家法（法律による）の解体等に要する費用の2分の1の額（上限50万円）	1 玉川村が指定（認定）した特定空家等に該当する建物であること（一部除却は対象としない） 2 敷地を適正に管理する制約を要する
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村空き家・空き地バンク利活用事業費補助事業	https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/guide/pla/000070.html	空き家	住宅購入	補助金	玉川村空き家・空き地バンク利活用促進を図ることを目的として補助金を交付 1 補助対象物件の所有者 上限5万円 2 補助対象物件の購入者 上限10万円	対象者 1 補助対象物件である空き地を購入し、その土地に住宅を新築し当該住宅に3年以上居住する意思のあるもの 2 補助対象物件である空き家を購入し、当該物件に3年以上居住する意思があるもの 3 補助対象物件である空き家・空き地の所有者

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
平田村	企画商工課 (0247-55-3115)	平田村空き家貸付助成金	https://www.vill.hirata.fukushima.jp/soshiki/2/53.html	空き家	改修	補助金	空き家の有効活用と移住定住促進による地域経済の活性化を図ることを目的に、村内に存在する空き家の所有者が移住定住者に賃貸するための改修費用に対し、助成金を交付（上限50万円）	①賃貸借契約が締結されていること ②移住定住者の要件 (1) 20歳以上の者 (2) 空き家の賃貸を受けた者 (3) 空き家所有者等の3親等以内の親族でない者 (4) この助成金に関して他の補助金等を受けていない者 (5) 助成対象者が5年以上定住すること
三春町	建設課 建築グループ (0247-62-2113)	三春町空き家改修等及び空き家 除却事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	空き家	改修 清掃 除却	補助金	空き家の改修等を行い移住又は定住する方及び空き家を除却後に住宅を新築し移住又は定住する方に対し、その経費の一部を補助する。 (1) 空き家を改修する工事 対象費用の2分の1の額以内 上限は150万円 (2) 空き家の改修に併せて実施する「ウズリ-ンク」等 対象費用の2分の1の額以内 上限は20万円 (3) 空き家を除却する工事（除却後の住宅建築が条件となります） 町が算定した補助単価に空き家の床面積を乗じて得た額以内 ただし、実際の費用が補助単価を下回る場合はその額 上限は100万円	(1) 三春町内の事業者が改修工事を行うものであること。 (2) 三春町内の方は、自己所有の住宅に居住していないこと。 (3) 定住、移住につながる事業であること。 (4) 市町村民税等の滞納がないこと。 (5) 改修又は除却後新築した住宅に5年以上居住する方。
白河市	市長公室 企画政策課 移住定住推進係 (0248-22-1111 内線2331)	白河市空家改修等支援事業補助 金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002669.html	空き家	改修 家財処分	補助金	白河市空き家バンクに登録された物件の購入者、又は賃借者が行う改修等について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修に係る補助 補助対象経費の1/2かつ上限150万円 ○家財処分に係る補助 補助対象経費の10/10かつ上限5万円	【対象者】 ・白河市空家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者 【補助要件（主なもの）】 ・当該空き家に5年以上定住すること ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること ・所有者又は所有者の3親等内の親族に該当する者が定住しないこと ・市税等の滞納がないこと ・補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12か月以内かつ補助対象の工事が完了しているものが対象 ・賃借者の場合は、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること ・居室のほか、生活に必要な玄関、便所、台所、風呂等を備えていること
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市空家解体費補助金	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html	空き家	除却	補助金	長期間使用されていない空き家の解体費の一部を補助します。 ○補助額 空き家の解体費の1/3かつ上限20万円 ※市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する事業者が 施工する工事に限る。	○補助対象空き家 (一戸建ての専用住宅及び併用住宅の空き家の全部を解体する場合に限る) 下記のいずれにも該当する空き家 ・5年以上使用されていないもの ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの ・公共工事の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの ○補助対象者 ①所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方） ②相続人 ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者 ※以下の方は対象外となります。 ・市税等に滞納がある者 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者 ・暴力団関係者 ・法人（非営利団体を除く）

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	建設部 建築住宅課 建築係 (0248-22-1111 内線2274・2275)	白河市空家解体費補助金(特定空家等対象)	https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page0006658.html	空き家	除却	補助金	特定空き家に認定された住宅の解体費の一部を補助します。 ○補助額 空き家の解体費の1/2かつ上限50万円 ※市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する事業者が施工する工事に限る。	○補助対象空き家 (一戸建ての専用住宅及び併用住宅の空き家の全部を解体する場合に限る) 下記のいずれにも該当する空き家 ・市の「特定空家」に認定されていること ・公共工事の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの ○補助対象者 ①所有者(未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方) ②相続人 ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者 ※以下の方は対象外となります。 ・市税等に滞納がある者 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者 ・暴力団関係者
棚倉町	地域創生課 企画調整係 (0247-33-2112)	棚倉町定住促進空き家取得補助事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001646.html	空き家	住宅購入	補助金	補助対象経費の1/2(上限50万円。ただし、福島県の「来て ふくしま住宅支援事業の補助金額を含む。)を補助する。	空き家を取得して自ら居住しようとする県外からの移住者に対し補助金を交付する。
棚倉町	地域創生課 企画調整係 (0247-33-2112)	棚倉町定住促進空き家改修補助事業	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page001123.html	空き家	改修	補助金	補助対象経費の1/2(上限25万円)を補助する。	空き家を改修して自ら居住しようとする被災者又は県外からの移住者に対し補助金を交付する。
塙町	まち振興課 地域づくり係 (0247-43-2112)	塙町空家除去補助金		空き家	除却	補助金	対象要件を満たす空家の全てを除去する工事で、補助対象工事に要する経費に対して次の額を補助する。 ①40万円(上限)、工事費用の1/3以内	町内に在する建築物で、居住その他の使用がされていない期間が1年以上あり、次の全ての要件を満たす空家。 ①個人が所有する空家 ②主たる用途が一戸建ての住宅(併用住宅の場合、住居の用に供される面積が延べ面積の過半を占める住宅) ③所有権以外の権利の設定、公共事業による補償の対象又は賃貸の事業に使用したなど補助対象外の空家でないこと。
会津若松市	市民部 危機管理課 消防防災グループ (0242-39-1227)	空家等改修支援事業補助金	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2018061500016/	空き家	改修	補助金	会津地域以外からの移住又は地域の活性化に資する取組のため、市内の空家を利用する事業について、必要とされる改修工事に係る費用の一部を助成 ・対象工事費の2分1の以内(限度額70万円) ※次のいずれかに該当する場合、最大30万円加算 ①申請者が新婚世帯の場合 ②申請者が子育て世帯の場合	【対象者】 次のいずれかに該当するもの ①当該空家等の登記事項証明書に所有者として登録されている者(未登録の場合は、固定資産課税台帳に登録されている者) ②①の相続人 ③当該空家等を購入した者 ④当該空家等を賃借している者で所有者と直接契約している者 【対象家屋】 次の全てに該当するもの ①市内に存する空家等であること ②同一敷地内において居住の実態が無いこと ③利害関係者の同意を得られていること

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
会津若松市	市民部 危機管理課 消防防災グループ (0242-39-1227)	空家等解体撤去支援事業補助金	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2023031600016/	空き家	除却	補助金	市が定める老朽化した空家を解体する際に、必要な費用を一部助成 ・対象工事費の5分1の以内（限度額30万円） ※次のいずれかに該当する場合、最大20万円加算 ①申請者が会津地域以外からの移住者で、解体撤去後に新築する場合 ②解体撤去後、地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う場合 ※ 5年以上の定住又は事業継続を行うこと	【対象者】 次のいずれかに該当するもの ①当該空家等の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登録の場合は、固定資産課税台帳に登録されている者） ②①の相続人 ③当該空家等を購入した者 ④①または②から、当該空家等の解体撤去について同意を受けた者 【対象家屋】 次の全てに該当するもの ①市内に存する空家等であること ②市が定める判定基準表に該当する空家等であること※国土交通省「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」を準用 ③同一敷地内において居住の実態が無いこと ④申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から当該空家等の解体撤去についての同意を得られていること
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空家解体事業補助金		空き家	除却	補助金	【補助額】 補助対象経費の1/3以内の額（上限30万円）	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①空家の所有者。 ②市町村税等の滞納のない者 ③当該空家の解体に際し、他の制度による補助金の交付を受けない者 【対象空家】 次の全てに該当する空家。 ①個人が所有するもの ②利活用の見込みのないもの ③長期間放置することにより倒壊等のおそれのあるもの 【補助対象経費】 解体撤去工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①仮設トイレ等の設置費用 ②残置されていた一般廃棄物の処理費用
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空家改修事業補助金		空き家	改修	補助金	【補助額】 補助対象経費の2/3以内の額（上限100万円）	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①成年に達している者。 ②空家を購入又は賃借した者、若しくは2親等以内の者が購入したことにより居住する権利を得た者。 ③村内に住所を有しない者、又は村内に住所を有して1年を経過しない者。 ④5年以上定住する者。 ⑤市町村税等の滞納のない者 【補助対象経費】 改修工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①備品購入費 ②仮設トイレ等の設置費用

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家除却支援事業	https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072100037/	空き家	除却	補助金	<p>【補助額】 ○空き家除却 対象事業費の1/2（上限50万円）</p> <p>※対象事業費 ・解体工事費、解体工事により発生した廃材等（家財・家具等を除く）の収集運搬費及び処分費</p>	<p>【対象空き家】 ・対象となる空き家については、以下に該当する物件 ①現で使用されておらず、かつ、今後も居住の用使用される見込みがない住宅であって、除却後の跡地を地域の活性化のために所在行政区等へ10年以上無償貸与される場合 ②住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の規定に基づき、町長が住宅の不良度を判定し、その評点が100点以上と判定された不良住宅 ※「②」に該当する場合は、除却後の跡地利用に制限なし</p> <p>【対象者】 ・上記の対象物件に該当し、補助の交付を受ける事ができる者は以下に該当する者 ①補助対象物件の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書）に所有者として登録されている者 ②上記「①」に規定する者の相続人 ③上記「①」「②」に規定する者から対象物件の除却について委任状をもって委任された者 ④町税等の滞納がない者 ※複数の共有名義である物件や、所有権以外の権利が設定された物件については、共有者や権利者の同意を得られない場合は対象外</p>
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家改修等支援事業	https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072300017/	空き家	改修	補助金	<p>【補助額】 ○空き家改修等 事業費の1/2（町内事業者施工）または1/4（町外事業者施工）（上限100万円）</p> <p>※対象事業費 ・建物（空き家）の機能回復または向上のために実施する工事費とし、家財等の処分経費は対象外とする</p>	<p>【対象者】 ・空き家を購入または賃借する個人及び事業者で、以下に掲げる「①」及び「②」または「③」に該当する者 ①定住を目的とする個人の場合は、改修工事を実施する空き家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する意思がある者 ②定住を目的とする個人の場合は、町税等の滞納がない者 ③利活用を目的とする事業者の場合は、補助金の交付を受けた日から1年以内に事業を開始すること</p>
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家家財道具等処分費補助事業	https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2017091800028/	空き家	家財処分	補助金	<p>【補助額】 ○空き家に残存する家財道具等の処分等に係る経費 10/10（上限10万円）</p> <p>※対象事業費 ・ごみ処理手数料、収集運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者に委託して家財等を処分する場合における委託費等</p>	<p>【対象者】 ・以下に掲げる要件をすべて満たす者 ①次に掲げる事項のいずれかに該当する者 ア 自ら所有する空き家を譲渡または賃借する意思のある者 イ 所有者との契約により空き家を譲り受けまたは借主となり、当該契約の日から3ヶ月を経過しない者 ウ 自ら所有する空き家の除却工事を行う者 ②町税等の滞納がないこと</p>
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業 (空き家改修)	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jyuutakutaisaku26.html	空き家	改修	補助金	<p>補助対象額の3/4以内で1世帯につき1,500,000円を上限として補助を行う。</p>	<p>・空き家を購入、取得又は賃貸契約を締結し、改修に係る所有者からの承諾を得ている方。 ・対象住宅に定住の意思（5年以上）がある方。 ・町内の事業者を利用できる方。</p>
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業 (空き家解体)	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jyuutakutaisaku26.html	空き家	除却	補助金	<p>補助対象額の2/3以内で1世帯につき1,000,000円を上限として補助を行う。</p>	<p>・空き家となって3年以上経過した空き家の所有者又は相続人が町内業者にて解体する場合。</p>
金山町	企画課 (0241-54-5203)	空き家家財道具等処分支援事業	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jkazaisyobunn.html	空き家	家財処分	補助金	<p>補助対象額の10/10以内で1世帯につき20,000円を上限として補助を行う。</p>	<p>・金山町空き家バンクに登録された空き家の家財道具等の処分を行う方。 ・売買契約又は賃借契約若しくは使用賃貸契約が成立した空き家の家財道具等を処分する方。</p>

※詳細については、各担当課の窓口へ直接お問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
昭和村	産業建設課 観光交流係 (0241-57-2124)	昭和村空き家改修援助金	https://www.vill.showa.fukushima.jp/procedure/148/	空き家	改修 家財処分	補助金	空き家の改修に要する経費2/3を補助し、100万円を限度とする。	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク登録物件の所有者 空き家バンク登録物件の所有者から承諾を得た利用者 利用者によっては対象住宅に定住の意思(5年以上)がある方 <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 物件の改修に係る経費、残存物の撤去に係る経費等
昭和村	産業建設課 観光交流係 (0241-57-2124)	昭和村空家解体費用補助金		空き家	除却	補助金	空き家の除却・解体に要する経費の2/3を補助し、100万円を限度とする。	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 村税等を滞納していないこと <p>【補助対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和村空家等対策協議会において特定空家と認定されたもの
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	老朽危険空き家等解体撤去補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html	空き家	除却	補助金	市の空き家等対策計画に基づく判定においてC判定となった個人が所有する老朽危険空き家等の解体撤去費用の1/3で上限50万円補助	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書に記載されている者またはその相続人 未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 1年以上使用されていないもの
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家等解体撤去促進補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html	空き家	除却	補助金	市の空き家等対策計画に基づく判定においてB判定となった個人が所有する空き家等の解体撤去費用の1/10で上限15万円補助	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書に記載されている者またはその相続人 未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 1年以上使用されていない空き家
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家再生推進事業補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html	空き家	除却	補助金	行政区や市内で活動する団体に空き家等の活用または解体撤去費用の補助 <p>【行政区】 活用または解体撤去事業費の9/10で上限150万円 【市内団体】 活用：事業費の2/3で上限150万円解体撤去：事業費の4/5で上限150万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内の行政区等または市内で活動する団体 空き家等を改修し地域コミュニティ維持や再生の用途に10年以上活用することまたは空き家等を解体撤去した跡地を公共施設用地等の用途に10年以上活用すること
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家改修支援事業補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html	空き家	改修	補助金	空き家バンクを通じて購入または賃借した住宅の改修補助 市外からの転入者は改修費の1/2で上限50万円 市民は改修費の1/2で上限25万円	<ul style="list-style-type: none"> 市に定住する目的で空き家バンクで購入または賃借した住宅を自ら改修するもの 改修した住宅に5年以上定住することを誓約するもの
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家等相続登記支援補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html	空き家	登記	補助金	相続したい空き家等の相続登記費用の1/2で上限5万円を補助	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等の管理者またはその相続人 未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 1年以上使用されていない空き家（空き家バンク登録を目的としている場合は除く。） 補助対象者が非課税である者または空き家バンク登録が目的で相続登記を行う者

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
北塩原村	総務企画課 企画室 (0241-23-3112)	北塩原村空き家改修補助金	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2019091800015/	空き家	改修	補助金	村内に存在する空き家の改修を行った方に補助金を交付します。 【補助額】 最大150万円 …改修工事費の1/2、最大150万円	【対象者】 移住者、村内の賃貸物件から空き家へ移り引き続き村内に居住する方 (ただし、税等の滞納がないことのほか要件あり) 【対象物件】 ・村空き家バンクに掲載された物件 ・賃貸物件を改修する場合は、所有者の承諾を得ること (ただし、購入の場合3親等以内の親族から購入した空き家でないこと のほか要件あり)
北塩原村	総務企画課 企画室 (0241-23-3112)	北塩原村空き家等解体撤去補助金	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2019091800015/	空き家	除却	補助金	村内に存在する空き家等の解体撤去を行った方に補助金を交付します。 【補助額】 最大50万円 …解体撤去工事費の1/3、最大50万円	【対象者】 登記事項証明書に記載されている方やその法廷相続人、空き家の管理を されている方 (ただし、税等の滞納がないことのほか要件あり) 【対象物件】 ・倒壊の恐れがある建物 ・著しく景観を損ねる建物 ・利活用の見込みがない建物 ※併用住宅の場合は居住部分のみ対象とする。ただし、同一敷地内の建 設物を一体的に解体撤去する場合は、その費用も合算して対象とする。
西会津町	商工観光課 (0241-45-2213)	空き家整備費補助事業	http://www.town.ishiaizu.fukushima.jp/sita/iju/3442.html	空き家	改修 登記 清掃	補助金	【補助金】 ○改修 最大100万円 ・基礎額 対象事業費の50% ○登記相続等事業 最大40万円 ・基礎額 対象事業費の50% ○清掃事業 最大20万円 ・基礎額 対象事業費の50%	【対象者】 空き家の管理人 【対象住宅】 空き家利活用台帳に登録し、2年以上利活用できる物件として提供する空 き家
南会津町	総合政策課 地域振興係 (0241-62-6210)	危険空き家等除却事業補助金	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	空き家	除却	補助金	【市町村民税非課税世帯】 補助対象経費の3分の2以内の額 補助限度額80万円 【市町村民税課税世帯】 補助対象経費の2分の1以内の額 補助限度額50万円 【行政区】 補助対象経費の5分の4以内の額 補助限度額100万円	町税、使用料等を滞納していない方で、危険空き家等の所有者

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
下郷町	総合政策課 企画政策係 (0241-69-1144)	下郷町空屋等除却支援事業		空き家	除却	補助金	安全・安心な地域づくりを推進するため、町内の空き家等を除却する者に対し、補助金を交付する。 【補助額】 補助対象工事に要する経費の5分の4以内又は、50万円のいずれか少ない額	●補助対象者（次のいずれかに該当し、町税等の滞納がない者） ①補助対象空家等の所有者等 ②補助対象空家等の所有者等から委任を受けた者 ●補助対象空家 ・特定空家等・・・下郷町が特定空家等の認定を行ったもの ・不良住宅・・・昭和56年5月31日以前に建築又は築造したもの、かつ下郷町が行う不良度判定において、100点以上と判定したもの ○特定空家等、不良住宅のうち、次のいずれにも該当するものとなります。 ①町内に存する1年以上使用されていない空家であること。 ②空家の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。 ③同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住の実態がないこと。 ④主たる構造が木造又は鉄骨造であること。 ⑤補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものでないこと。 ⑥個人が所有する空家であること。 ⑦空家が複数人の共有である場合は当該共有者全員から、当該空家の除却についての同意を得られていること。 ⑧抵当権等が設定されていない空家であること。 ●補助対象工事（次の①、②の両方を満たす工事） ①除却事業者等に発注する補助対象空家等の除却工事 ②除却で発生する産業廃棄物等を適切に処分する工事
南相馬市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0244-24-5253)	南相馬市空き家活用推進事業 補助金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/17/1730/17301/1/14958.html	空き家	改修	補助金	市では、空き家の積極的な利活用を促進するため、空き家を改修する空き家活用者又は空き家所有者に対し、補助金を交付いたします。 <対象者> (1) 空き家活用者 空き家バンクに登録されている空き家を活用しようとする人 (2) 空き家所有者 空き家バンクに登録されている空き家の所有する人 (申請には、条件があります。) <補助金額> (1) 基礎額 最大 100万円（補助率1/6） (注意) 30万円以上の改修工事であること (2) 加算金 特定区域加算金 最大 25万円（補助率1/12） 多子加算金 最大 25万円（補助率1/12） 新婚加算金 最大 25万円（補助率1/12） 就農加算金 最大 25万円（補助率1/12） 移住加算金 最大 25万円（補助率1/12） (3) 家財処分費補助 最大 20万円（実費5万円以上対象）	<対象事業> ①空き家が「南相馬市空き家・空き地バンク」に登録されていること ②内外装や台所、トイレ、浴室、洗面所等の水廻りを対象とした一般的な改修、リフォーム等であること (増築、改築又は外構工事等の居住と関わらない工事を除く) <交付条件> ①空き家活用者または空き家所有者であること ②改修した空き家に定住すること。(活用者の場合) ③地域自治会(隣組)に加入し、又は加入する見込みがあること。 ④改修した空き家に居住する者が、空き家の所有者又は所有者の3親等以内の親族に該当しないこと。 ⑤税に滞納がないこと。 ⑥改修等は、補助金の交付決定日以降に着手し、令和6年3月31日までに完了すること。 ⑦改修等の実施について、所有者の承諾を得ていること。 ⑧空き家には、居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、風呂等を備えていること(改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。) ⑨改修及び家財処分については市内業者を利用すること。 ⑩改修する空き家は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと。 ⑪世帯員のいずれもが暴力団員等(南相馬市暴力団排除条例(平成24年南相馬市条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと <申請期限> 交付申請…空き家の改修工事着手前(契約日前)まで
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町危険空き家等除却事業補助金		空き家	除却	補助金	町で特定空き家に認定した家屋を除却する場合、工事費の1/2を補助(上限100万円)	・対象世帯：特定空き家の所有者 ・対象家屋：特定空家認定された危険空き家
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	富岡町空き家改修費等補助金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/kikakusei/saku/oshirase/4522.html	空き家	改修 家財処分 清掃	補助金	【補助額】 ○戸建て住宅(空き家)の貸主の了解のもと、借主が実施する当該住宅の改修・片付けにかかる費用のうち30万円を超える経費について最大250万円の補助	【対象者】 借主への補助 【対象住宅】 貸主による物件の登録がなされた物件 ※その他要綱に定める条件あり

※詳細については、各担当課の窓口にご問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	空き家詳細	支援方法	支援内容	対象要件
富岡町	企画課 企画政策係 (0240-22-9010)	富岡町空き家片付け費用補助金	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/kikaku/kikakuseisaku/oshirase/4522.html	空き家	清掃	補助金	【補助額】 ○最大 50万円 自ら所有する戸建て住宅（空き家）を掃選・移住者に貸し出すにあたって実施する片付け費用のうち5万円を超える経費	【対象者】 物件の登録を行った貸主 片付けは業者への委託が必要 家賃低廉化制度の利用をすること
いわき市	都市建設部 住まい政策課 空き家対策係 (0246-22-7593)	いわき市空き家バンク活用支援事業	5月より公開予定	空き家	登記 改修	補助金	「空き家バンクいわき」の利用促進による空き家の解消を図るため、空き家バンク登録に必要な「登記手続き等」に要する費用と、空き家バンクを通じて購入等をした建物の「改修」に要する費用の一部を補助。 ○「登記手続き等」に係る補助 補助対象経費の1/2、上限5万円 ○「改修」に係る補助 補助対象経費の1/2、上限50万円	○登記手続等の支援 【対象空き家】 「空き家バンクいわき」への登録を予定している空き家で、個人が所有しているもの 【補助対象者】 補助対象空き家の所有者又はその相続人 【補助対象経費】 補助対象空き家の不動産登記に係る登記手数料相当額及び司法書士等への委託料 ○改修の支援 【対象空き家】 「空き家バンクいわき」に登録されている空き家 【補助対象者】 自らが居住するために令和3年4月1日以降に購入又は賃借する方 【補助対象経費】 補助対象空き家の内外装、玄関、居室、台所、浴室、便所等を対象とした改修に係る費用
いわき市	都市建設部 都市整備課 区画整理係 (0246-22-1138)	いわき市浜まち宅地再生支援事業（空き地バンク登録物件活用支援金）	https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1614810588973/index.html	空き家	住宅購入	補助金	震災復興土地区画整理事業を実施したいわき市沿岸5地区（久之浜・薄磯・豊間・小浜・岩間）内の未利用地のうち、空き地バンクに登録された土地を取得（又は賃借）し、かつ、当該土地に住宅を新築または新築の住宅を購入した方に対して、建築費や購入費の一部の補助を行うもの。 【補助額】 上限50万円 住宅の新築又は購入に係る経費の2分の1又は次の①～③の合計額のうち低い額 ①基本額 30万円 ②若年世帯加算額 10万円 ③市外移住世帯加算額 10万円 【補助対象経費】 住宅の新築又は購入に係る経費。ただし、以下を除く。 ・土地（空き地）の取得に要した経費 ・居住の用に供する建築物以外の、建築又は購入に要する経費（外構工事等） ・併用住宅における住宅部分以外の経費 ・消費税及び地方消費税 【募集期間】 令和5年6月30日まで ※募集枠に達しなかった場合は随時受付 【併用できるその他制度の例】 ・住宅金融支援機構（フラット35）による住宅ローン当初5年間の金利引き下げ ・いわき市UIJターン支援事業（移住支援金/最大100万円）	次の全ての要件を満たすこと ①空き地バンクに登録されている土地を、令和3年4月1日以降に取得（又は賃借）した方 ②当該土地に、自ら居住する目的で住宅を新築又は新築住宅を購入した方 ③当該住宅の所有者であること。共同所有の場合は持ち分2分の1以上の者（持ち分が2分の1ずつである場合はいずれか一方に限る） ④住戸専用面積が福島県住生活基本計画に基づく、誘導居住面積水準を満たすこと ⑤令和5年4月1日から令和6年3月31日までに居住を開始し、かつ、必要書類（補助金等交付申請書、建物登記簿の全部事項証明書ほか）を提出すること。また、居住を開始する年度の翌年度から起算して3年以上継続して居住すること ⑥同一世帯全員が補助金の申請日において市税に滞納がないこと（転入前の所在地において課税される市町村税や特別区税を含む） ⑦国、地方公共団体その他公的団体から補助対象経費について同様の補助金等の交付または、交付の決定を受けていないこと（国、県の同種事業などとの併用不可） ⑧いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でない方